

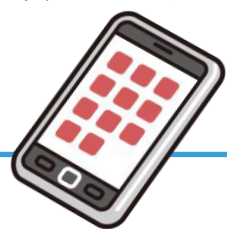
災害に便乗した 悪質商法に注意！



〇〇Payで返金しますといわれたらサギかも？！

地震や大雨などの災害時には、不安な気持ちや被災地を支援する気持ちにつけこんだ悪質商法等が横行します。

- 被災地支援をうたう不審な SNS 上のダイレクトメッセージ(DM)に関する相談が寄せられています。
- 「指定の WEB サイトで商品を購入すると被災地に寄付ができ、さらに購入額より多い金額がコード決済で返金される」という DM が届き、10 万円を支払ったが返金がないという相談事例もあります。
- 「〇〇Pay で返金します」と言われたら詐欺を疑い、SNS 上の不審な DM やメールのやり取りには対応しないようにしましょう。
- 不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。



他にもこんな事例が…

点検商法

地震の影響で屋根が傷んだか、「無料で点検している」と言われ、断ったがしつこく勧誘された。
仕方なく点検してもらったら「壊れている」と言われたが、信用できるか。

住宅修理

- ・ 「保険を使えば住宅を無料で修理できる。申請は代行する」と言われ修理を依頼したが、高額な保険金請求手数料を請求された。
- ・ 「保険を使える」と言われたが、給付されなかった。

義援金詐欺

銀行職員を名乗る者が、「災害義援金を早く受け取れる方法がある。預金通帳や印鑑・キャッシュカードを見せて欲しい」と言って訪ねてきた。

消費者トラブルに遭わないためのポイントは裏面へ

消費者トラブルに遭わないためのポイント

1 その場で契約はしない

地震や台風後の不安につけこんで、「このままでは雨漏りがひどくなる」などと高額な工事を進めようとする業者や、断つてもしつこく勧誘してくる業者には注意しましょう。その場ですぐに契約せず複数の業者に見積もりを取るようにしましょう。

2 契約の内容をよく確認

自然災害による住宅災害について「保険金が使える」と勧誘されても、保険金が実際に支払われるかどうかはわかりません。自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。また、保険金請求をサポートするという契約をさせられ、手数料を請求される場合があるので注意しましょう。

3 相手方の情報をよく確認

災害発生後は、公的機関等のかたって寄付や義援金を求めるケースがあります。義援金を求められたら、まずその団体が存在するのか確認し、実在する団体であっても、正規のサイトであるかや、実際に支援につながるか団体であるか、慎重に確認しましょう。

訪問販売を受けて契約してしまったが、解約したい…
その契約、**クーリング・オフ**できるかもしれません。

訪問販売による取引は、契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、契約解除ができます。

※8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。

心配なときや困ったときは身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局
番
なし

い
や
や
188番

クーリング・オフについて
詳しくはこちら ↓



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課発行

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X (旧 Twitter)